



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 26 年 8 月号

《 所長便り 》

8月6日、夕方、雷がゴロゴロ鳴り、大雨が降りました。

皆様の事業所、ご自宅は無事だったでしょうか？

うちの事務所でも、2回程度停電しました。

停電すると、全く仕事ができず、雷に向かって、給料返せーと叫びたくなります。（セコイ？）

話は全く変わりますが（笑）、最近葵ちゃん（長女）がつかまり立ちするようになりました。



サッカーボールで英才教育！？
めざせナデシコ！
表情豊かに、変顔してる！？



でた、進撃の巨人が、塀を乗り越えて
やってきたぞー。
というか、進撃の天童よしみ！？



笑顔の一枚。
私がソファに寝転んでいる所に近づいて、つかまり立ちして、
この笑顔。
喜ばすツボを知っていらっしゃる。
怖い女の人になるなー。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info



ちなみに私が幼稚園？位の時の写真。似てますか？
それにしても、となりの人は、タバコしけっちゃって、吸えんわ！って顔してますね。
(母ですが・・・><)

《 経営情報 》 文責：亀田

今月は、消費税法簡易課税制度のみなし仕入率の改正について
消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種に、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とすることとされました。

適用開始時期については、原則として平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

事業の種類			みなし仕入率	改正後	
第一種	卸売業	購入した物を性質形状を変更しないで、他の事業者販売する事業	90%	90%	第一種
第二種	小売業	購入した物を性質形状を変更しないで、消費者に販売する事業	80%	80%	第二種
第三種	製造業・建設業	製造業、製造小売業、建設業など(人工出しなどは、第四種事業)	70%	70%	第三種
第四種	その他事業	飲食店業、その他事業	60%	60%	第四種
		金融業及び保険業		50%	第五種
第五種	サービス業等	運輸通信業、サービス業(飲食店業を除く)	50%	50%	第五種
		不動産業		40%	第六種

この改正については原則 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されますが、経過措置として平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した適用開始課税期間の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

★参考例：保険業を営む経過措置の適用関係 (3 月 31 日決算法人の場合)

簡易課税制度選択届出書提出日	課税期間				
	自25.4.1	自26.4.1	自27.4.1	自28.4.1	自29.4.1
	至26.3.31	至27.3.31	至28.3.31	至29.3.31	至30.3.31
25.3.31以前	第四種	第四種	第五種	第五種	第五種
26.3.30	一般	第四種	第四種	第五種	第五種
26.9.30	一般	一般	第四種	第四種	第五種
26.10.1	一般	一般	第五種	第五種	第五種

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

★個人事業及び12月31日決算法人の場合

簡易課税制度選 択届出書 提出日	課税期間			
	自26.1.1	自27.1.1	自28.1.1	自29.1.1
	至26.12.31	至27.12.31	至28.12.31	至29.12.31
25.12.31以前	第四種	第四種	第五種	第五種
26.9.30	一般	第四種	第四種	第五種
26.10.1	一般	第四種	第五種	第五種
27.3.30	一般	一般	第五種	第五種

金融業及び保険業、不動産業の事業を営んでいる方で新たに消費税の課税事業者になられる方もしくは、消費税の計算方法の変更を検討されているかたは、早めの検討が必要になってきます。

《 今月の税務 》

- ・ 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9月1日
- ・ 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9月1日
- ・ 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告
納付期限…9月1日
- ・ 個人事業税の納付(第1期分)
納付期限…9月1日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期)
納付期限…9月1日

《 行楽日記 》 文責：並河

先日、息子が魚釣りに行きたい！と言うので、誰でも簡単に釣れると噂に聞いた、瀬戸市上半田川町にある「上川養鱒場」へ行ってきました。7月の終わりでもとても暑い日でしたが、養鱒場に近づくにつれ、綺麗な田園風景に癒され、木陰で涼しく感じました。

エサを購入し、釣竿を釣り堀に入れると、5秒足らずで元気な鱒が釣れました。私も主人も息子も、初めての「魚を釣る」感触に感動しました。

釣った魚は、お刺身、フライ、塩焼に調理してくれます。つい先ほど自分で釣った魚を美味しく食べて、大満足でした。

上川養鱒場は、もう50年も営業されているそうです。おすすめです！



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info